

介護保険法における特別地域加算の対象となる地域一覧  
(青森県における振興山村指定地域)

市町村名	区域	左の区域の現住所
青森市	東岳村、浜館村、 横内村、荒川村	大字宮田 大字馬屋尻 大字矢田 大字三本木 大字滝沢 大字浜館 浜館1～6丁目 大字古館 古館1丁目 大字田屋敷 大字戸山 大字駒込 大字沢山 大字松森 松森1～3丁目 佃1～3丁目 中佃1～3丁目 南佃1～2丁目 大字小柳 小柳1～6丁目 はまなす1丁目 [7～17] はまなす2丁目 [4-1,4-3,11～13,15-1,15-3,15-5,15-6,15-23, 15-25～15-27,16-12,16-13,16-15,16-17,16-18, 16-21,16-27,16-28,16-30,16-31,17-1,17-3,17-5, 17-6,17-26,17-30～17-32,17-34～17-36,17-38, 17-40,18] けやき2丁目 [1～8,10-1,10-5,10-7,10-10,10-12,10-13,13-1, 13-2,13-9,13-10,14～21,22-1,22-2,22-26,22-28, 22-31,22-33,22-35] 自由ヶ丘1丁目 自由ヶ丘2丁目 虹ヶ丘1丁目 虹ヶ丘2丁目 大字横内 大字四ツ石 大字合子沢 大字新町野 大字牛館 大字大矢沢 大字野尻 大字雲谷 幸畑1～5丁目 大字田茂木野 大字卸町 問屋町1丁目 [1-1,6～7,9～10,13を除く] 問屋町2丁目 妙見1～3丁目 第二問屋町2丁目 [8-10,8-12のみ] 大字荒川 大字上野 大字八ツ役 大字野木 大字金浜 大字大別内 東大野1丁目 [8-6のみ] 東大野2丁目 [4-6,4-21,4-26,4-29,7-1,11-3,11-6のみ] 問屋町1丁目 [1-1,6～7,9～10,13のみ] 第二問屋町1、3～4丁目 第二問屋町2丁目 [4-15,8-10,8-12を除く]

市町村名	区域	左の区域の現住所
弘前市	岩木村、相馬村	弘前市五代、弘前市宮地、弘前市葛原、弘前市新岡、弘前市新法師、弘前市高岡、弘前市百沢、弘前市常盤野 弘前市湯口、弘前市黒滝、弘前市五所、弘前市紙漣沢、弘前市水木在家、弘前市坂市、弘前市藤沢、弘前市相馬、弘前市大助、弘前市藍内、弘前市沢田
黒石市	山形村	黒石市沖浦、黒石市二庄内、黒石市大川原、黒石市南中野、黒石市板留、黒石市袋、黒石市湯湯、黒石市上山形、黒石市下山形、黒石市花巻、黒石市豊岡、黒石市石名坂、黒石市牡丹平
五所川原市	飯詰村、喜良市村、相内村、脇元村	五所川原市大字飯詰、五所川原市大字下岩崎 五所川原市金木町喜良市 五所川原市相内、五所川原市太田 五所川原市脇元、五所川原市磯松
むつ市	川内町、大畑町、脇野沢村	むつ市川内町 むつ市大畑町 むつ市脇野沢
平川市	竹館村、碓ヶ関村	平川市沖館、平川市小国、平川市唐竹、平川市切明、平川市葛川、平川市新館、平川市広船、 平川市碓ヶ関、平川市古懸、平川市久吉
平内町	小湊町、西平内村、東平内村	平内町（全域）
今別町	今別村、一本木村	今別町（全域）
蓬田村	蓬田村	蓬田村（全域）
外ヶ浜町	蟹田町、平館村、三厩村	外ヶ浜町（全域）
鱒ヶ沢町	赤石村、中村	鱒ヶ沢町大字赤石町、鱒ヶ沢町大字姥袋町、鱒ヶ沢町大字鬼袋町、鱒ヶ沢町大字小森町、鱒ヶ沢町大字館前町、鱒ヶ沢町大字種里町、鱒ヶ沢町大字日照田町、鱒ヶ沢町大字一ツ森町、鱒ヶ沢町大字深谷町、鱒ヶ沢町大字南金沢町 鱒ヶ沢町大字芦花町、鱒ヶ沢町大字中村町、鱒ヶ沢町大字長平町、鱒ヶ沢町大字近横沢町、鱒ヶ沢町大字松代町
深浦町	深浦町、大戸瀬村、岩崎村	深浦町（全域）
西目屋村	西目屋村	西目屋村（全域）
大鰐町	大鰐町	大鰐町大鰐、大鰐町宿川原、大鰐町三ツ目内、大鰐町虹貝、大鰐町折紙、大鰐町居士、大鰐町早瀬野、大鰐町島田、大鰐町高野新田
中泊町	小泊村	中泊町小泊
七戸町	七戸町	荒熊内、荒屋、有田沢、銀南木、上ノ山、上屋田、後川原、宇道坂、海内、上町野、狹花、大池、大沢、太田、太田野、大林、貝ノ口、影津内、鍛冶林、唐松、川去、倉岡、倉越、小川口、鶴打田、鶴児平、寺裏、寺下、寺下山、天神林、天王  道地、十役野、豊間内、長久保、中岫、中田、中村、夏焼、西上川原、西槻木、沼ノ沢、野左掛、野左掛山、野続、萩ノ沢、八幡下、八幡岳、八栗平、糞ノ神、作田、左組、桜田、笹田、笹田川久保、七戸、清水頭、下見町、城ノ後、治部袋、西野  蒼前、高屋敷、館野、立野頭、槻木沢、八ヶ田、八尺堂、放森、東上川原、東槻木、膝森、寒水、不動向、古屋敷、別首、蛇坂 前川原、前田、馬門川原、町、都平、見町、向田、向平、薬師平、矢倉、山館、山屋、和田、和田下、渡ノ上
横浜町	横浜村	横浜町（全域）
東通村	東通村	東通村（全域）
風間浦村	風間浦村	風間浦村（全域）
佐井村	佐井村	佐井村（全域）
三戸町	猿辺村	三戸町大字 貝守、蛇沼、袴田
田子町	田子町、上郷村	田子町（全域）
新郷村	戸来村、野沢村	新郷村（全域）

**特別地域加算の算定があるサービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援**  
ただし、福祉用具貸与については、離島の場合等で、搬出入に要する交通費で、福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として加算できるもので、自動的に加算されるものではない。